七　前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

［八・九　略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

○内閣府令第六十九号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第三百九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第七章の二　略］ 第八章　株主 ［第一節・第二節　略］ 第三節　銀行持株会社に係る特例 ［第一款～第三款　略］ 第四款　監督（第三十四条の二十八の二・第三十四条の二十八の三） 第五款　［略］ ［第八章の二～第九章　略］ 附則 （会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権） **第一条の三**　法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十六項、第十七条の三第六項、第十七条の五第十一項、第十七条の五の二第五項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第五項、第二十二条第二項、第二十二条の二第二項、第二十三条第二項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十四項、第三十四条の十九第十一項、第三十四条の十九の二第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第五項、第三十四条の二十八の三第二項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十二項において準用する	目次 ［第一章～第七章の二　同上］ 第八章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　［同上］ ［第一款～第三款　同上］ 第四款　監督（第三十四条の二十八の二） 第五款　［同上］ ［第八章の二～第九章　同上］ 附則 （会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権） **第一条の三**　法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二